平成２３年（フ）第３８９号
岩手県岩手郡雫石町小日谷地59番地４－Ａ号棟
債務者　谷崎　　修
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８１号
群馬県太田市東矢島町1071番地
債務者　岡　真由美（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２０３号
群馬県館林市分福町847番地の42　分福県営住宅Ｇ棟―118
債務者　栗原　裕子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６７号
兵庫県南あわじ市津井1809番地３
債務者　田原　正行
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第５３８号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山１丁目５番43―17号キュービック107
債務者　袖山　宏延
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５８１号
千葉県野田市尾崎267番地の１　石塚アパート２Ｆ201
債務者　木村　秀一
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６００号
千葉県松戸市栄町６丁目474番地
債務者　大崎　一美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６１８号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目24番29号　２Ｆ
債務者　金城美代子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６２２号
千葉県鎌ケ谷市丸山３丁目５番19号　オークハイム102号
債務者　百田　　宏
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６４２号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目10番29号
債務者　小田川直也
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６４９号
千葉県松戸市松戸2209番地　金島ビル401号
債務者　中村　美雪（旧姓岩尾）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６５４号
千葉県柏市中央町４番28号　仲田荘203号
債務者　井場　秀美
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６５５号
千葉県松戸市栄町１丁目34番地　グリーンパレスⅠ―202号
債務者　岡田　裕司
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０２３号
神戸市北区ひよどり台５丁目10番地　読売新聞内
債務者　宮司　勇生
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５５号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番４―1305号
債務者　足立　富子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４７号
青森市花園２丁目12番11号　メゾンイトウ201号
債務者　三上　省三
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
青森市花園２丁目12番11号　メゾンイトウ201号
債務者　三上　英二
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係